

# 平成23年度一般会計補正予算

## 中小企業緊急雇用安定補助金 民間住宅の耐震改修補助金など計上 **可決**

### 人事

▼知立市固定資産評価審査委員  
飯田善賢さん（宝町）  
全員賛成で可決

### 条例

▼市有施設の年末年始休業日を変更するための関係条例を整備する条例

これまで12月28日から翌年1月4日までとなっていた市有施設の年末年始休業日を、市の休日に合わせて12月29日から翌年1月3日までに変更する。

〈対象施設〉

- 西丘コミュニティセンター
- 文化会館（パティオ池鯉鮒）
- 福祉の里八ツ田（地域福祉センター・いきがいセンター）

なお、規則の改正によって、同様に年末年始の休業日を変更するもの。

〈対象施設〉

- 老人憩の家（八橋・昭和）
- 老人福祉センター
- 身体障害者福祉センター
- 西丘文化センター
- 公民館（中央・猿渡）
- 知立文化広場

- 視聴覚ライブラリー
- 体育施設（市民体育館、昭和グラウンド、昭和テニスコート）
- 図書館
- 歴史民俗資料館

規則の改正により、これまで閉館していた祝日を開館日に変更するもの。

〈対象施設〉

- 老人憩の家（八橋・昭和）
- 西丘文化センター

▼知立市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例改正

今回、新たに行政財産を貸し付けるため、普通財産貸付の場合と同様に無償貸付または減額貸付を可能にするために改正するもの。普通財産貸付の規定を行政財産貸付に準用する。

平成23年6月24日から施行。



パティオ池鯉鮒

▼知立市条例の改正

東日本大震災の被害者等の負担軽減を図るための地方税法改正に伴い、市の条例を整備するもの。

個人市民税に次の特例を設ける。

① 雑損控除の特例

東日本大震災により住宅、家財等に生じた損失について、その損失額を平成22年度分の総所得金額から雑控除として控除できることとする。

② 住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例

住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住の用



老人福祉センター

に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除を適用できることとする。

平成23年6月24日から施行。ただし、②の部分は平成24年1月1日から施行。

以上、全員賛成で可決

